平成２３年（フ）第５１８号
東京都江東区牡丹３丁目11―１―806
破産者　竹中　長俊
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６２号
東京都大田区大森北５丁目12―８―602
破産者　池田　清二
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４９号
栃木県宇都宮市細谷町676番地１　エルヴィレッジＣ―202、破産開始決定時の住所栃木県宇都宮市南大通り２丁目６番20号　サーパス南大通り502号
破産者　小野　佐織（旧姓中島）
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９５２号
栃木県宇都宮市西川田南１丁目22番４号　クランブレ西川田103、前住所埼玉県春日部市上蛭田14番地３　パブリデンス春日部豊春101号
破産者　小林　一明
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３１号
栃木県鹿沼市西鹿沼町1047番地
破産者　酒井　敏夫
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２７号
千葉県松戸市古ケ崎2561番地
破産者　有限会社上正工業
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２８号
千葉県松戸市古ヶ崎2443番地の６
破産者　上野　正美
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７４６０号
埼玉県朝霞市膝折町４丁目７番34号
破産者　吉田製本工業株式会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３５３３号
埼玉県さいたま市見沼区深作624番地
破産者　株式会社Ｊ・Ｔ・Ｃ　ＮＥＴ
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９９１号
東京都台東区浅草４丁目18―１
破産者　野田　正治
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６１４５号
神奈川県横浜市西区浅間町５丁目384―13―501、開始決定時の住所神奈川県横須賀市内川新田1075―３―1102
破産者　佐藤智恵子
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６１６号
東京都新宿区新宿１丁目11番３号
破産者　株式会社ネットウェーブ
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１１６号
東京都品川区二葉３丁目18―16―101
破産者　松葉寿太郎
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５６５号
東京都千代田区麹町３丁目４番１号　麹町３丁目ＢＬＤ202、商業登記簿上の本店所在地東京都墨田区太平２丁目５番８号
破産者　アーティック・コンピュータ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４１２号
東京都町田市金井８丁目24番３号
破産者　有限会社石原商事
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４１３号
東京都町田市金井８丁目24―３
破産者　石原　　昇
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４１４号
山梨県甲斐市篠原1915―１―Ａ
破産者　石原　秀利
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９４１５号
東京都稲城市平尾１丁目７―２―102
破産者　石原　哲也
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２６８号
東京都港区三田３丁目４番６―204号
破産者　株式会社イージークラフトワークス
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０２６９号
神奈川県平塚市御殿１丁目17―23
破産者　織田　敏司
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６４９号
埼玉県さいたま市桜区大字神田206―３―201
破産者　三谷　　博
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８６９号
千葉県市川市行徳駅前１丁目12番２―101
破産者　有限会社フラットホームス
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部